**第１回　大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会　議事録**

日時：平成２９年２月１０日（金）　午前１０時から正午まで

場所：大阪赤十字会館　３階３０２会議室

出席委員

　嵐谷　安雄　　一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　会長

　岩村　昌徳　　大阪府警察本部　生活安全部　生活安全総務課　ストーカー・DV情報

担当課長補佐

　大﨑　年史　　社会福祉法人　四幸舎和会　くりのみ園　施設長

片岡　哲司　　社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会　地域福祉部長

川畑　晴久　　大阪労働局　雇用環境・均等部　指導課　統括労働紛争調整官

小山　操子　　弁護士

◎津田　耕一　　学校法人　玉手山学園　関西福祉科学大学　教授

坪田　真起子　社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会　大阪後見支援センター　所長

那須　顯一　　株式会社　日本シンクタンク　代表取締役

東野　弓子　　社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　副理事長

山上　時津子　公益社団法人　大阪社会福祉士会　副会長

山口　雅弘　　守口市　福祉部障害福祉課　課長

山本　一男　　田尻町　民生部福祉課　課長

　◎　会長

○事務局　定刻となりましたので、ただ今から「大阪府障がい者自立支援協議会　障がい者虐待防止推進部会」を開催いたします。

　委員の皆さま方におかれましては、業務ご多忙のなか、ご出席いただきありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

　会議の開会に先立ち、事務局を代表し、障がい福祉企画課課長よりごあいさつ申し上げます。

○事務局　おはようございます。改めまして、大阪府障がい福祉企画課長でございます。

　委員の皆さまには、大変お忙しいところ、この虐待防止の推進部会にご出席いただきましてありがとうございます。

　また、平素より、大阪府の福祉行政に格別のご理解、ご協力をいただき、この場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

　平成２４年１０月に施行された「障害者虐待防止法」は、施行後４年が経過しております。大阪府においても、市町村、警察、労働局といった関係機関の皆さま方と連携し、虐待防止の体制整備、広報・啓発活動などに取り組んできております。

　平成２７年度の大阪府の障がい者虐待の対応状況について、後ほど詳しくご説明させていただきますが、府内における虐待の通報件数、あるいは、認定件数は、全国でも最も多い、あるいは、それに近い状況となっております。

　通報件数が多いということについては、府民の皆さま方の意識の高さの表れであると感じており、また、市町村、都道府県、労働局など関係機関が連携し、対応した結果として認定件数も多くなってきていると考えております。

　しかしながら、多くの虐待が起こっているという事実については、重く受けとめる必要があると考えており、今後、さらに障がい者虐待への対応力の向上と防止に取り組んでいかなければならないと考えております。

　今日は、大阪府の障がい者虐待の対応状況や体制整備、取組みの現状等についてご報告申し上げます。

　委員の皆さま方には、忌憚のないご意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　　本日は１３名の委員に出席いただいていますので、本部会運営要綱の第５条第２項の規定により、出席委員が過半数に達しており、会議は有効に成立していますことをご報告申し上げます。

　では、障がい者虐待防止推進部会運営要綱に基づき、本部会を運営していきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

　なお、本部会については、会議の趣旨を踏まえ、会議の公開に関する指針の趣旨に基づき、公開で実施することとしています。

　本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合には、一部非公開ということになります。その場合には、傍聴の方にご退席いただくことになりますので、委員の皆さまで、プライバシーに関するご発言をされる場合には、事前に事務局にお申し出いただきますようお願いします。

　大阪府障がい者自立支援協議会においては、同協議会規則の規定により、「部会長は、同協議会会長が指名する」となっています。指名に基づき、引き続き津田委員に部会長にご就任いただきますので、委員の皆さまにおかれましては、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

　ここからの進行は、部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○部会長　皆さんおはようございます。それでは、ご指名ですので、私が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

当部会の運営要綱に基づき、「部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員が、その職務を代理する」となっております。代理につきましては、坪田委員にお願いしたいと思っておりますが、ご異議はございませんでしょうか。

〇全員　異議なし。

○部会長　はい。では、引き続きよろしくお願いいたします。

　本部会は、障害者虐待防止法第３９条に基づき、関係機関との連携協力体制を整備するために設置されています。

　また、本日の部会でいただいたご意見等につきましては、各関係機関における活動や施策の推進などに活用いただきたいと思っております。

　それでは、お手元の次第に沿って議事を進めてまいりたいと思いますが、議題に入る前に、まず、障がい者虐待防止推進部会運営要綱の改正について、事務局よりご報告があります。運営要綱の裏面、第１１条「庶務」をご覧ください。

　運営要綱が改正される際には、本来は部会にて議題としてお出しすべきですが、今回の運営要綱の改正につきましては、大阪府の組織変更によるものであり、議題として諮るべきものではないと思いますので、報告と代えさせていただきたいと思います。

　それでは、運営要綱の改正につきまして、事務局よりご説明をよろしくお願いします。

○事務局　お配りしております資料の運営要綱の裏面をご覧ください。ただ今、部会長からお話があったとおり、平成２８年４月に、大阪府において組織の変更があり、障がい福祉企画課のなかに、新たに「権利擁護グループ」を設置し、そこで養護者虐待・使用者による虐待に関すること、また、昨年４月から施行された障害者差別解消法の関係も合わせて取り扱うグループといたしました。

　それに伴い、運営要綱の第１１条の庶務の所管課につきまして、従前の「地域生活支援課」から、「障がい福祉企画課」ということで改正させていただきたいと思います。

　本来は、要綱の改正というのは、この部会にお諮りさせていただくのが筋ですが、今回の改正は大阪府の組織の変更にかかることですので、ご報告という形にさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○部会長　ありがとうございました。では、これはよろしいですね。はい。そのような組織の改変ということですので、ご報告と代えさせていただきます。

　それでは、議題に移ってまいりたいと思います。「議題（１）平成２７年度大阪府内における障がい者虐待の対応状況について」から始めたいと思います。事務局から説明よろしくお願いいたします。

○事務局　では、資料１をご覧ください。

　大阪府内及び全国の障がい者虐待の対応状況について、平成28年12月16日に、平成27年度の障がい者虐待の対応状況の公表がされており、その一部を抜粋して資料としております。

　本部会では、平成２７年度における大阪府の特徴を説明させていただきますが、今年度より、国の調査項目がかなり増えていることもあり、詳細については、参考にお付けしています「平成２７年度大阪府内市町村における障がい者虐待対応状況と大阪府の取組み」ということで、公表資料をご覧いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、資料の説明に入らせていただきます。「大阪府内及び全国の状況について」をご覧ください。

　この表では平成２７年度の数字を記載していますが、件数の後ろに括弧内で数字を記載しています。こちらは平成２６年度の対応状況に当たりますので、比較してご覧いただければと思います。

　「養護者による障がい者虐待について」です。相談・通報・届出件数は、大阪府は８６５件、虐待と判断した件数は２５７件と、いずれも全国最多となっています。

　大阪府は、相談・通報・届出件数は１２．３％増、判断件数は５．５％減となっており、認定率は２９．７％で全国とほぼ同様の割合となっています。

　養護者虐待については、大阪府は、全国の通報の１９．４％、判断は１６．１％を占めています。人口は全国の７％程度ですので、やはり少し高い割合となっています。

　全国では、相談・通報・届出件数が４４５０件と、平成２６年とほぼ同じ数字となっており、虐待と判断した件数は１５９３件と４％減、認定率は昨年とほぼ同じで３５．８％となっています。

　次に、「障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待について」です。こちらは、大阪府は、通報件数が２２１件、虐待と判断した件数は４５件で、いずれも大阪府が全国最多となっています。

　全国では、２１６０件の通報があり、２４％増加、判断件数は３３９件で９％増加しています。

　大阪府は、通報件数が５０％増加、判断件数は６６％増加という数字となっています。

　都道府県別の件数については、また後ほど説明させていただきます。

　次に、「使用者による障がい者虐待について」です。市町村・都道府県で通報等受理数については、相談・通報・届出件数が、大阪府は６７件、全国は８４８件と、大阪府・全国ともに通報件数が増加しています。

　参考として、「労働局の対応使用者による障がい者虐待の状況」について、一番右側に記載しています。簡単に数字だけご紹介します。

　相談・通報・届出件数が、大阪府では９８事業所、全国では１３２５事業所、虐待と判断した件数が、大阪府が５２事業所、全国が５０７事業所という結果になっています。

　では、次、２ページ目を見ていただき、こちら２ページ目以降は、大阪府の状況について、養護者による虐待、施設従事者等による虐待、使用者による虐待の３類型を比較して説明しています。

　次のスライドですが、昨年度同様、養護者においては警察からの通報の割合が非常に高くなっており、これは、全国の警察からの通報件数の４３．８％を占めています。全国では警察からの通報が９６５件で、全通報件数の内の約２２％ですが、大阪府においては４２３件で、府内全通報の４９％を占めているということで、全国より高い割合となっています。

　施設従事者においては、相談支援専門員や施設職員など支援者からの通報が、使用者においては、本人からの通報・相談の割合が高くなっています。

　次に、「虐待類型の件数及び割合について」です。こちらを養護者、施設従事者、使用者別で比較しています。養護者と施設従事者においては、身体的虐待、次いで心理的虐待が多くなっており、使用者においては、経済的虐待が多いという数字となっています。

　下のスライドに移りまして、被虐待者の障がい種別との関係について、「障がい種別ごとの件数及び割合」について示しています。

　養護者では、大阪府は、被虐待者が精神障がいのある方の割合がこれまで高い割合だったのですが、今年度については、知的障がい、次いで精神障がいの方が多く、この二つがほぼ同じ割合となっています。

　施設従事者と使用者虐待では、知的障がいの割合が高くなっています。

　なお補足ですが、昨年度の部会で、難病の項目がないのではということでご意見いただいておりましたが、本調査からは難病の項目が追加されています。

　続きまして、次のスライドでは被虐待者の性別、年齢、行動障がいの有無等を示していますので、こちらは参考までにご覧いただければと思います。

　ページを飛ばしていただき、「養護者による虐待について」ということで、都道府県別に見た養護者虐待による障がい者虐待の件数をお示ししています。養護者については、通報件数は、１位は大阪府の８６５件、２位が北海道の３５６件、３位が東京都の２９１件となっており、虐待の認定件数については、１位が大阪府の２５７件、２位が愛知県の１１７件、３位が東京都の１０２件という結果となっています。

　次に、大阪府の養護者虐待における通報件数について経年比較をしています。警察の割合が高いのが、これまで同様に大阪府の特徴としてあげられるのですが、相談支援専門員や施設従事者等からの通報件数の増加率が、今年度はやや高くなっております。

　また、下のスライドに移り、養護者虐待における虐待の類型や被虐待者の障がい種別について経年比較しています。認定された虐待類型においては、身体的虐待、次いで、心理的虐待という傾向は特に変わっていませんが、先ほど申し上げましたように、障がい種別の部分について、これまでは精神障がいの方が多いということが大阪府の特徴でしたが、今年度については、知的障がいが、精神障がいの方よりも多いという数字があがってきています。

　次に、被虐待者から見た虐待者の続柄について経年比較しています。これまで、大阪府の特徴としては、夫からの虐待が多いという数字があがっていたのですが、今年度については、母、父、夫の順に数字が多いという結果となっています。この順番については、全国と同様ですが、大阪府としては、今年度はこれまでと異なる傾向が見られたという結果となっています。

　それと、この次のスライドですが、クロス集計をしています。今年度より、国調査の項目が変更になったことに伴い、このような集計ができるようになりました。「虐待の類型と被虐待者の障がい種別の関係」と、「被虐待者の障がい種別と虐待者の続柄の関係」についてお示ししています。

　まず上段ですが、「虐待の類型と被虐待者の障がい種別の関係」については、身体的虐待と心理的虐待は、被虐待者が精神障がいの方がやや多め、知的障がいの方は、放棄・放置と経済的虐待がほかの障がい種別より多い傾向が見られています。

　その下の表ですが、「障がい種別と虐待者の続柄」ということで、知的障がいの場合は、母・父からの虐待が多く、一方、精神障がいは、夫からの虐待がほかの障がいに比べて多いという数字になっています。

　また、この表にはあらわれていないのですが、認定された虐待事案のうち、警察からの通報にて、被虐待者が精神障がいの方で虐待者が夫であるという割合が高くなっており、一方、施設従事者等からの通報については、被虐待者が知的障がいの方の割合が高いという傾向が今年度は見られています。

　続きまして、ページ移っていただき、こちらは、「分離の有無」と、その下には「その他の状況」についてお示ししています。下段に、「事実確認までの日数」があがっているのですが、これは今年度の新規項目となっていますので、またご参考までにご確認いただければと思います。

　次に、「障がい者福祉施設従事者等による虐待」についてご報告します。都道府県別の件数ですが、通報件数については、１位が大阪府と東京都が並んで２２１件、次に３位が神奈川県で１５８件となっています。虐待認定件数については、１位が大阪府で４５件、２位が東京都の２６件、３位が愛知県と滋賀県が並んで１８件という結果となっています。

　次のスライドは、通報・相談件数についての経年比較となっています。大阪府では、当該施設事業所の管理者・職員などの通報が増えており、今年度は、通報件数の約３割を占めています。

　また、次のスライドですが、虐待の類型と被虐待者の障がい種別についてお示ししています。平成２７年度では、虐待の類型は、身体的虐待が最多となっており、障がい種別では、知的障がいの件数が最多となっています。

　次に、「障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待が認められた事業所種別」ということで、上が全国、下が大阪府の件数をお示ししており、上下で比較していただければと思います。こちらを経年比較したものですが、全国では、障がい者支援施設が多いという一方で、大阪府は、障がい者支援施設の件数よりも、グループホームのほか、放課後等デイサービス、生活介護、就労継続支援Ｂ型など、日中支援場所のほうが虐待認定の件数が多いという結果となっています。

　グループホームと放課後等デイサービスの件数が今年度に増えているのは、全国も大阪府も共通しているところです。

　次に、「虐待を行った障がい者福祉施設従事者等の職種」ですが、平成２７年度は、大阪府では生活支援員が多く、次いで、管理者、指導員となっており、全国でも同様の順位となっています。

　次に、「使用者による虐待について」ということで、こちらは、使用者虐待についての通報・届出の件数の経年比較をしていますのでご覧いただければと思います。本人による届出が多く、次いで、家族・親族、次に職場の同僚が多いという順位になっています。

　その下から、参考までに、大阪労働局の受けた障がい者虐待についての資料を付けさせていただいています。

　大阪労働局に寄せられた通報・届出は９８事業所となっており、うち、虐待認定をされたのは５２事業所となっています。

　障がい種別については、知的障がいが最多となっており、虐待の種別は、経済的虐待が多くなっていますが、こちらは最低賃金割れなどが多いものと思われます。

　最後に、虐待対応状況の傾向をまとめていますので、またご覧いただければと思います。簡単ですが、大阪府から障がい者虐待の対応状況については以上です。

○部会長　ありがとうございました。かなりボリュームの多いものをざっとご説明いただいたのですが、委員の皆さまから、何かご質問等ございましたらと思います。少し時間を取ります。見ていただきながら、何かあれば、お気づきの点とかがあれば、その時点で言っていただければと思いますが、少し時間がありますので。

○委員　よろしいですか。通報件数、受けたのは警察が一番多いというのは、何かそこにこれという原因があるのですか。それをお伺いしたいと思います。

○事務局　警察からの通報が多いというのは、正直、根拠があるわけではないのですが、障がい者虐待だけではなく、児童虐待、高齢者虐待、ＤＶなど、家庭内暴力に関して警察からの通報が多いというのは、大阪府で共通しているところは全てあるのかと思います。

　数字としてお示しすることはできないのですが、やはり大阪府民の皆さまの意識の高さの表れでもあると思います。それから、やはり警察の方も、こうした虐待事案が上がったときに、すぐに市町村、行政につないでいくという、そこの連携の強さの表れではないかと思っています。

○委員　はい。

○部会長　よろしいでしょうか。はいどうぞ。

○委員　私は、知的障がいの入所施設の施設長なのですが、今日、たまたま午後から知的障害者福祉協会の施設長会があるので、この件も、合わせて発表とかしたいと思っています。ちょっと私が気になったのは、私は施設の管理者で、虐待の事案というか、虐待であろうという事案が起こったら、やはり通報しないといけないと。もしも通報をするような状況になったときには、私は少し迷うというような感じなのです。

　ここで、１ページの、大阪府の施設従事者等による障がい者虐待で、通報件数が去年よりも増えていると。当然認定率も少し増えたのが残念なのですが、増えているのはわかるのですが、認定をされていない通報の中身はどのようなことがあったのか。

　私は、今年の大阪府の障がい者虐待防止研修のお手伝いをさせていただいたのですが、「グレーゾーンは絶対通報しよう」という意識で、管理者の皆さんには伝えたつもりなのです。その辺のグレーゾーンの取り扱いというか、中身を知りたいのが一つです。

　あと、もう一つは、従事者の件数で、グループホームの虐待が多かった、はっきり見ていなくて申し訳ないですが、そのときに、グループホームの虐待で、世話人さんの虐待ではなくて管理者の虐待の数字が多い。何かちょっと僕はわからなかったので、その辺の説明だけお願いしたいと思います。

○事務局　今、委員からご質問がありました一点目ですが、まず、この通報の件数が非常に多いというのは全国同じだと思います。各市町村に通報の窓口があり、そこへ入ったものは全て計上するということになっています。

　ですので、いわゆる「間違いなく虐待」と見られる案件から、全く別の「不適切な支援」とか、そのような諸々のものが入っています。

　その中身を見て、市町村から通報があれば、まず、市町村が行動を起こすということで、事実確認等を行っていくということになります。

　いろいろなケースがありますが、実際に職員の聞き取り、虐待を受けた方からの聞き取りも含めて、きちんと事実確認ができてはじめて認定ということになります。

　例えば、施設職員から通報があった場合というのは、よりリアルな情報だと思うのですが、そうではなく、うわさを聞いたとか、いろいろな情報が入ってきますので、なかなか全ての通報件数が虐待認定されるわけではないという状況にはあります。

　ですので、いろいろな情報がきて、市町村が動いて、事実確認をして、虐待が認められたものがここにあがってきているという状況が一つあります。

　それで、グループホームについてですが、これは、大阪府も件数が全国で最多とはいいながら、まだまだサンプル数が少ないのが現状としてあります。

　一方で、今回のデータを見ても、誰が虐待者かというところで、まずは、生活支援員というのが一番多いということであがっていますが、やはりそもそもその総数も、生活支援員は多いので、当然１位になるのかなと思います。

　委員がおっしゃったように、そのなかでも特に注目していくべき点というのは、一方で、職員を管理する立場にある管理者とか、設置者も、数字でいうと、サービス管理責任者とか、サービス提供責任者の方なども含めますと、やはり３割程度存在しているというのは重くとらえており、また今後の研修等に活かしていきたいと思っています。

○委員　もう一つだけいいですか。私は、今年度、大阪府の社会福祉協議会の施設長会も出席させていただいています。みんなに「虐待の通報、しましたか」と聞いたのです。「しました」と言う施設さんがかなりあるのです。襟を正して、「これは通報しないといけない」という、それはいいことなのですが、通報したはいいのですが、市町村の虐待防止窓口のセンターの方が、聞き取りにまだ来ていないという、電話連絡もないという、それがかなりの施設にあったので、その辺のスピーディさというか、それもきちんとしていただかないと、施設を管理するわれわれとしたら、「何のために通報したのか」という気持ちになるので、その辺だけ言っておこうと思いました。

○事務局　それはあってはならないことだと思っています。市町村でなかなか動いてくれないので、大阪府のほうにという通報もあります。あってはならないことですが、それで埒があかないのであれば、現場が一番困りますので、ぜひとも大阪府のほうにも連絡を入れていただければ、われわれは広域の団体として、その市町村にすぐに連絡は取ることができますので、最後の手として、大阪府をどんどん使っていただくのも可能ですので、ぜひ、それも施設長会等でお伝えいただければと思っています。よろしくお願いいたします。

○部会長　ありがとうございました。よろしいでしょうか。

　先ほどのご質問のなかで、管理者が虐待をしているという数字が高いのではないかと。これは一つは、先ほど出た通報、管理者が把握していて放置していれば、その管理者のネグレクトとされることがありますので、多分そこも入っているのだろうと。

　もう一つ、先ほどのご説明にもありましたが、放課後等デイサービス、その事業主の方が、なかなか福祉の精神といいますか、そのところが少し不十分なところもあったりして、むしろそうしたところが管理者の方の虐待ということがあがっている、可能性といいますか、そういうことも考えられる。これは、私は詳しくデータは見ていないのですが、いろいろお話を聞いていると、そのようなお話も聞いたりもしますので。

　普通、管理者とか、サービス管理責任者というのは管理をする立場で、こういう方が虐待をするとはあり得ないということなのですが、そうしたいろいろな状況もあると聞いていますので、その辺のところを、また今後しっかりと精査をしていかなければならないかと、個人的には思っています。はっきりした根拠でのお答えではないのですが、そのようなことも懸念されているのではないかということです。何かそのほかございますでしょうか。はい。どうぞ。

○委員　大阪府の調査だけでは、多分私が今から申し上げることについてのお答えがないのかもしれません。先ほど通報があったものについて、事実確認をして、その後、虐待の判断をするというお話があったと思います。通報と認識したら、必ずそれは事実確認を全てされているということを前提に考えていいのか、それとも、もし通報があったとしても、それを虐待の通報だととらえることができなくて、その後、事実確認にも進まないようなケースがあるのではないかと、若干、私自身は危惧しているところで、そのあたりは、大阪府としてどのようにお考えなのかということについて確認をさせていただきたいのと。

　二点目は、養護者による虐待で分離保護した場合に、「医療機関への一時入院」というものが、対応のなかで入っているのですが、これは、つまり生命または身体にかなり重大な状態が生じているために、医療機関に一時入院されているのか。それとも、現実的には、なかなか分離保護をするときに保護先が見つからなくて、精神科の病院に一時的に入院をしたりということもあったりと聞いているので、そのあたりの調査というのはされているのかというのを確認させていただきたいと。

　あと、使用者による虐待で、後ろに資料が付いていて、おおむね助言・指導の対応をされているようですが、なかなか使用者による虐待で、虐待だと届出なり通報があった後、その後、その事業所で働くのはなかなか難しいとは思うのですが、この後、助言・指導の結果、どのような結論に至ったかということについて、もしおわかりの部分があれば教えていただきたいと思います。その三点です。

○事務局　では、答えられる範囲というか、多少こちらの想定も入るとは思うのですが、まず、通報ととらえているかどうかのところは、やはり市町村によってばらつきがあるところもあるのかと。ご本人さんの訴えと、誰からの通報かということと、その通報者がどのように伝えているかにもよるかとは思います。もしかしたら、単なる苦情だと受けている場合もあるかもしれません。

　ただ、こちらで統計を取らせていただいているときには、そういう通報の質的なところというのは取ることができなくて、市町村で把握されている通報件数は何件で、認定件数は何件でと聞いているので、正直、そこのあたりはまだまだ詰められてはいません。

　ただ、大阪府のほうで、例えば、具体的な問い合わせがあったり、実際に市町村の職員の方からお話を聞いたときには、それは通報としてきちんと受理をして、「事実確認しなければいけないのではないか」と言わなければならないところもありますし、全市町村にきちんと周知していかなければならないというところがあります。研修や研修以外のところでも、それぞれの市町村に、そのような意識を持っていただくということは徹底していかなければならないというのは課題だと思っています。

　二点目については、この一時入院、この中身については、先ほどおっしゃっていただいたように、本当にけがをしていて、その市町村で救急車を呼んで搬送しましたというケースもありますし、もしくは、ご本人さんも知的障がいとか精神障がいがあり、そのほかにも持病があり入院されたりとか。この一時入院というのも、仮にご本人さんが、自傷他害をして措置入院をするとかではない限りは、普通は入院とかはなかなかできませんので、まあ医療保護入院とかもあるかもしれませんが、委員がおっしゃった二つの可能性はどちらもあるかと思います。

　三点目の使用者に対する助言・指導についてですが、こちらは、大阪労働局でもされていたりとか、市町村でもそれぞれされていたりとかはあるのですが、労働相談票で府にあがっている中身を見ますと、例えば、発達障がいがある方で、どうしてもこだわりが強く、そのお仕事をなかなか進められないのですが、その障がい特性が事業者側も認識が浅かったりして、どのように一緒に仕事をしていったらいいかわからないという、コミュニケーションのすれ違いみたいなのがなかにはあり、そうした場合には、「この方にはこのような特性があるので、このように配慮していただければと思います」というように進められることもあるかと思います。以上です。

○部会長　よろしいでしょうか。そのほか何かございませんでしょうか。よろしいですか。はい。　それでは、続いての議題に移りたいと思います。「議題（２）大阪府障がい者虐待防止対策支援事業の主な取組みについて」、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局　資料２に基づきご説明させていただきます。

　資料２は、大阪府が行う取組みを三つの目的ごとに整理したものです。一点目は「市町村虐待対応力の向上」、二点目は「障がい福祉サービス事業所での虐待防止」、三点目は「関係機関との連携を強化する」という三つの項目を目的としています。

　まず、一つ目の「市町村の虐待対応力の向上」については、市町村職員研修の強化、市町村とのワーキングの実施、また、専門職との協力による専門性強化事業という、これを三つの柱として取り組んでいます。

　一本目の柱の「市町村職員向け研修の強化」ですが、市町村職員向け研修については、職員の経験年数などを考慮し、「基礎研修」と「現任研修」の二つのコースで実施しています。後ほど詳しい内容をご紹介、ご報告させていただきます。

　二つ目の柱は、「市町村虐待対応ワーキング」となります。市町村ワーキングでは、政令市や圏域ごとから１市町村ずつご参加いただき、市町村における虐待対応力の向上のために、主に三点取組みをさせていただきました。

　一点目は、終結事例についての検証です。対応について振り返りを行い、押さえておくべきポイントを確認しました。

　二点目は、終結事例の検証から見えてきた課題を踏まえ、現任研修のテーマを抽出し、より市町村のニーズに即した内容の研修テーマを企画しました。

　三点目は、国調査の項目変更に伴うレビューシートの改定と普及です。レビューシートは、市町村で活用していただくためには、調査項目が多岐にわたる国調査の項目と連動させて、集計が容易に行えるようにする必要があります。このため、国調査項目の変更に合わせ、国の調査は、虐待の程度を「重度・中度・軽度」に区分して整理しており、それに合わせた形に変更とか、施設従事者虐待における通報者について、相談支援専門員のほか、通報の対象となった施設以外の他の施設職員からの通報も独立して選択できるよう項目を整理したという点の確認を行いました。

　それから、三点目の柱となります「専門性強化事業の充実」ですが、ポイントは、大阪府の広域的役割を発揮するために、個々の市町村の個別の事例への活用のみならず、他の市町村での対応の参考になるよう、市町村ワーキングの場において、終結事例の検証の場に、弁護士や社会福祉士の先生方をお招きし検証を行っていただきました。

　それから、二つ目の目的に移りますが、「障がい福祉サービス事業所での虐待防止」についてです。ここの部分は、事業所職員向けの研修と実施指導が主な取組みとなります。研修については、この後ご報告します。

　三つ目の目的となるのは、「関係機関との連携」になります。この主な取組みの一つは、使用者虐待における大阪労働局との連携です。その下のスライドの参考資料１になりますが、使用者虐待の対応の図を掲載しています。大阪府方式と、厚生労働省スキームの違いは、大阪府は、大阪府と労働局の定期的な実務者会議を行っており、日ごろから意思疎通を密にすることにより、事案が発生した場合、市町村を交え連携して対応する点というのがこの特徴になります。こうした取組みは、他の府県では見られない取組みとなっています。

　資料２に戻っていただき、関係機関の連携の二つ目、ＤＶ対応における連携です。市町村現任研修で、ＤＶの理解と障がい者虐待対応の連携に関する講義を実施しました。

　また、市町村ＤＶ担当職員研修でも、障がい者虐待に関する講義を導入しました。

　続きまして、裏面をご覧いただき、参考資料として、「虐待防止権利養護研修に関する資料」を掲載しています。

　まず、市町村職員研修については、基礎研修と現任研修の二つのコースを実施しています。基礎研修は、新しく担当する市町村職員や、委託先虐待防止センター職員を対象に、講義１日・演習１日の日程で実施しました。

　この研修は、法の趣旨、制度の理解、基本的な対応スキル、特に初動期対応を重点に獲得していただくことを目的として実施しています。

　カリキュラムとしては、法の理解、大阪府における対応の現状、施設従事者や使用者による虐待の対応をはじめ、警察本部や大阪労働局のご協力をいただき、その取組みについて講義いただいています。なお、成年後見制度の活用に向けた内容も盛り込んでいます。

　演習は、通報や事実確認など、虐待対応における各場面でのチェックを、グループワークを行いながら、スキルの向上に向け取組みを行っています。

　現任研修は、３回の開催を予定しています。既に平成２９年１月２５日に１回目は終了していますが、３月に残り２回の研修を開催します。テーマは、「ＤＶ対応との連携」、「成年後見制度の活用」、「精神障がい者の理解と対応」、「家族関係の見立て」など、これまで部会でご指摘いただいたものや、市町村ワーキングでの検討を踏まえ、テーマを設定しました。

　その下の「障がい福祉サービス事業者向けの研修」についてですが、今年度から、民間の事業者の管理者の方に国の研修に行っていただき、大阪府の研修において、演習講師としてご活躍いただきました。今後とも、大阪府としては、民間施設の方に国研修を受けていただき、大阪府の研修等で活躍していただくと。こうした裾野の拡大に向けて取り組みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○部会長　ありがとうございました。それでは、ただ今の説明に関しまして、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

○委員　今のご説明で、資料２の最初のときに、「障がい福祉サービス事業所の虐待防止」という項目のところで、「事業所に対する実地指導」という項目がございます。それぞれの事業所では、例えば、施設のなかで従事者からの虐待があった、もしくは、疑われるというようなことがあった場合には、それの対応を、施設のなかでどのようにするかという一定のスキームとか、そういうのもつくっておられるのかと思うのですが、そのあたりは、実地調査での実態とか、もしくは、何かご指導されたような中身があればお教えいただければと思います。

○部会長　お願いします。

○事務局　われわれは、実地指導とか指定の担当をしていますので、現場には計画的に入ったり、あと、年間のスケジュールでいうと、まず、５～６月ぐらいに、全事業者を集め一同に指導するということで、まず集団指導というのをしています。その後、大体６～７月ぐらいから、計画的に各現場に入っていくという実地指導をしています。

　虐待については、まず市町村が事実確認をし、認定件数というのがありましたが、虐待が認定されれば、障害者虐待防止法第１７条による報告が、われわれ虐待の立場でいう広域のセンターという機能もありますので、われわれのもとに報告がくると。

　その１７条の報告があった、認定された施設については、必ず実地指導に入ることにします。それは、すぐに入る場面もありますし、少し様子を見て、まず改善がなされた状況を確認にいくという場面もありますので、それはさまざまな状況にあります。

　実地指導に行った際は、通常の会計、運営、人員の配置基準も含めて、合わせて虐待についても確認を行うということで、まずは、当然改善報告とかが出されていますので、それに基づき、どのような状況にあるのか。まずは、施設長なり管理者が、しっかりどこで研修を受けてきて、それをその施設内でどのような情報提供をしているのか。例えば、研修を定期的に行っているとか、また、週に一回とか、朝会とかで、しっかり利用者の状況を確認し合っているとか。あと、外との交流、地域との交流をしっかり行い、そのような連携ができているのか等を含めて確認しているという状況です。

○部会長　よろしいですか。ほかございませんでしょうか。では、委員お願いします。

○委員　過去に虐待通報がされた事案で、虐待の認定はされなかったケースで、最後に文書が市町村からきました。この事案について調査にも来られましたし、施設側がきちんと改善計画とかいろいろ出して、最後、これは虐待の認定はしませんでしたという結果だったのですが、その通知文というか、それが何かあいまいな文章で、僕らが何て理解していいのかわからないような、そんな文書が届きました。

　だから、この研修をされるのであれば、できれば終わり方を、きちんとどのような終わり方をするかというのをきちんとしておいてもらったほうが、施設側とすれば非常にすっきりすると、そんな感じがします。

　先ほど言われたように、虐待だと、これは重度の虐待だとか、重度・中度・軽度という判定を下されるというのは、これはいいことだと思っているので、そのような感じできちんとした、グレーゾーンで虐待でなかったら、このように通知するのだというのがきちんとできていたら、われわれは安心するかと少し思っただけです。

○事務局　ご意見として参考にさせていただき、また今後の市町村職員の指導の際に、きちんと伝えたいと思います。一番大事なのは、具体的な話になりますが、事実認定するのは市町村、それから、それをかぶせて指導していく立場の指導権者、この二つがあるのです。市町村によっては、そこが別々のセクションになっているところもあり、そこは「できるだけ連携してしっかりやってください」ということは、常々伝えてはいますが、なかなかそれがうまく機能していないところもあると思います。

　虐待認定がされなかったからといって、それで放ったらかし、「ああよかったな」では決してないと思います。あくまでこの法の趣旨にもあるように、認定されてもされなくても、それをきっかけにして、次のステップにもっていこうというきっかけですので。そこは非常に重要なところで、そこは事実確認を行う市町村であろうが、指導権限を持つ立場の自治体であろうが、どちらも同じ目的で協力し合い、施設がよりよく運営できるように持っていくというのが大事だと思っています。われわれは、そのように心がけてしていますので、ぜひそういうのもご意見としていただき、研修等に活かせていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○部会長　よろしいでしょうか。そのほか、はいお願いします。

○委員　いろいろ市町村職員向けの研修とかをしていただいているのですが、先ほど少しお話がありましたように、検査というか、監査というか、そのようなことを担う部署が障がい福祉所管課とは限らないというところで、そこの研修体制なども、今はそこにも声を掛けていただいているのかとは思うのですが、そうなのですか。

○事務局　はい。

○委員　はい。というのが、私も長い間この分野で仕事をさせていただいていまして、施設のなかというのは、やはり行かないとわからないというか、中まで入って、それもしっかりと関わっていかないと見えないような形で巧妙にやられている場合もある。

　特に経済的虐待については、非常に巧妙な仕組みを作ってやられている場合が多いということと、そのような場合は、かなり凶悪なことになっています。場合によれば、法人自体が全国法人になって、事業があちこちにまたがっていて、大阪府も「ちょっと管轄外です」みたいな話になっているところもあると思います。

　しっかり通報を受けてするということだけではなくて、研修の段階から、市町村がそのような視点をきちんと持って研修に臨んで、力をつけていっていただくように、ぜひ大阪府は強力な研修を実施していただきたいと思います。

○部会長　はい。お願いします。

○事務局　本日、各委員の先生方からいただいたご意見については、こちらとしても大変課題だと認識しているところです。来年度の研修に向けても、もっといろいろな今の弱点を克服できるよう、研修の中身も、もう少し工夫しながら取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○部会長　はい。そのほかございませんでしょうか。

○委員　今、「市町村の虐待対応力の向上」ということで、研修の充実というところで、いろいろご意見も出ているところかと思います。

　そもそも市町村の、行政の窓口というか、対応する部署の職員さんの専門性みたいなところが、それぞれの市町村でいろいろばらつきがあるということなのですが、そのあたりの実態が、有資格の方がどれぐらいそれぞれ対応されているのかとか、職員の配置みたいなところとか。

　今、行政はどことも、どなたに聞いても、やはり市町村の行政、大阪府もそうなのかもしれませんが、厳しいといいますか、人員配置が、そもそも福祉関係の業務に携わる職員さんとかが十分なのかどうなのか。

　なかなか行政の対応の部分で、研修だけ頑張ってやっても解決し得ないような、ベースとしてもしそのようなことがあるならば、これは大阪府だけの話ではなくて、もう少し国レベルの話になるのかもしれませんが、その辺の実態というところはどうなのかというのを、お話を聞いていて少し疑問に思ったところがございます。

　あと、これは、取組みの内容そのものについてということではないのですが、今、ここは虐待防止の推進というところで、迅速な、あるいは、適切な対応というところでの虐待の相談の仕組みであったりとか、その後の指導であったりとか、そうしたところの話が中心なのですが、虐待防止ということですから、そもそもそうした予防といいますか、虐待までに至る前の何か取組みといいますか、何かそういうようなところの話も、また少し議論ができればいいのかと、これは感想ですが、そのように思いました。

○部会長　ありがとうございました。何か事務局で、今の対処というのはありますでしょうか。

○事務局　はい。やはり個々の市町村の体制までは、どのような専門職、そこまでは把握できていないのですが、やはり虐待対応は、組織としてしっかり対応していくことが重要だと考えています。そのため、いろいろな状況を聞かせていただくなかで、やはり市町村における管理職の方の意識によってかなり変わってきている部分もあります。やはり組織として動くという体制が取れないと、なかなか動けていないという状況もお聞きしていますので。われわれも、その点を市町村で虐待対応の責任者となる管理職の方等に、そうした大阪府の取組みの考え方とか、法の趣旨をしっかりとまた深めていただけるよう伝えていきたいと思います。

○部会長　はい。ではよろしいでしょうか。そのほかございますか。はい。

○委員　養護者の虐待が多く、知的障がいが多くなっているということで、とても心が痛いと思って、今日、この数値を見させていただいています。

　やはり障がいのある人が家族にいる家庭では、育てにくいというなかで、障がいがあるから友達が難しいとか、いろいろな状況があって、施設だけではなくて家庭支援、その辺にもしっかり支援の手を広めていっていただきたいと思います。

　一つ質問なのですが、この件数は、昨年と今年と数字があがっておりますが、昨年あがった方が、また今年度もあがっているというようなこともあるのかなというあたりではどんなふうに、わからないことですか、すみません。もしわかりましたらお願いいたします。

○事務局　正直、過去に虐待認定された件数が、また計上されているかどうかというのはわからないです。ここには公表されていませんが、実は、要因のなかに、過去に虐待があったかなかったかみたいな項目はあります。

　ただ、過去に虐待があったかどうかというところが、どこまで影響されているのかとか、それが、では、そのときに市町村がどのように対応したのかというところまでは、この調査では把握ができません。ただ、やはり繰り返しがあったりとか、そのときにきちんと支援が入らなければ、どうしても再発防止には至っていないと。市町村にも、「必ず終結をしてください」とは言っているのですが、去年のものがもう一回また計上されるということは、結局再発というか、そこの時点で虐待の防止にはなっていないということもありますので、そのあたりは、こちらも個別に対応したり、研修等でお伝えさせていただきたいと思います。

○部会長　今の委員のご指摘は非常に大事な視点だと思います。やはり虐待防止と、その養護者の支援ということが、この法律に盛り込まれていますので、その辺をまた市町村にもご確認いただきながら、市町村の研修などでも活かしていただければと思います。ありがとうございました。では、お願いします。

○委員　一点目は意見で、二点目は質問です。一点目は、研修に関しての意見です。今、弁護士会と社会福祉士会で協働しまして、市町村等が虐待対応していくうえで会議を開かれたりするときに、両方の会から、担当者が出席させていただき、助言をさせていただくというスキームを整えてきております。

　それで、年間、大体高齢者虐待のほうが出席させていただく件数は多く、大体１年間で１００件弱です。

　障がい者の場合ですと、多分２０件弱の件数だと思います。それは、虐待防止法の施行が、障がい者のほうが遅れたということが原因だと思っております。

　そのような助言をさせていただくなかで、既に国マニュアルもありまして、一定どのようなスキームで会議を開かれたり、対応したらいいかということについての指針はあると思います。

　やはり個々の事案、とても深刻な事案であったり、複雑な事案であったりして、現場では大変混乱をしたり、場合によっては、虐待だという判断がなかなかできないということもあって、支援の方向ばかりに目が向けられるという傾向もあると思っております。

　結局、それぞれの事案によって、どのようなことを会議で話したり、対応するかということについては変わってくるだろうと思いますが、それらのスキームというか、スキルを集積するためには、やはり具体的なケースをもとに検証していくというような研修がどうしても必要ではないかと思っています。

　やはりそれはケーススタディを今後重ねていくということが重要ではないかと思っているところなので、その点を大阪府でお考えいただきたいと思っております。

　もう一点は質問で、「関係機関との連携」ということでお話がありましたが、今日は大阪府警本部からも来られていると思いますが、警察との連携について、当然警察からの通報も増えているというところで、そういう連携も取れているのだろうと思いますが、それ以外に立入調査であるとかに関して、どのような具体的な連携をするか、大阪府でお話しがなされているのかについてお聞かせいただきたいと思います。

○部会長　はい。では、事務局で何か。

○事務局　まず、一点目の個々のケーススタディをきちんとしっかりやっていくべきだというご意見、まさにわれわれもそのとおりだと考えています。われわれは、専門性強化事業であるとか、市町村ワーキングの場を活用していますが、また、個々の市町村においても、そうした具体的な取組みを進めていくことが必要だと考えていますので、そういうものを、また市町村でもしっかりとそういうことがやっていけるよう働きかけていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局　警察との連携の部分ですが、例えば、基礎研修のときには、立入調査の際に、警察に援助依頼を行うことができますとお伝えしています。

　そのほかにも、ただ、立入調査というか、実際に動いていただくなかで、やはり警察の方がいらっしゃるというだけでも、市町村の方が安心されるというか、やはり一緒に行くなかで、ご家族もなかなか拒否されていても、警察の方がいるというだけで、少しその抵抗というか、「やはり話はしないといけないんだな」というふうに対応されるということもありますので、市町村によるかもしれませんが、それは各市町村で、協力を得ている体制を取っているところもあるのかと感じています。

　ただ、それで、大阪府が何もしなくていいということではありませんので、必要に応じて会議等を行えるようになればと考えています。参考にさせていただきたいと思います。以上です。

○部会長　はい。ではよろしいでしょうか。そのほかございませんでしょうか。

　ちょっと私から一点だけなのですが、施設従事者の方の研修というところで、管理者の方に対しては研修をされていると。今年度も約1000名の方が受講されているということなのですが、先ほどから事例をしっかりと分析をしていくというようなことも出ておりますように、やはり現場の職員の方を対象にした研修ということも、今後、これは大阪府がするのか、また違うところがするのかというのはあるにしても、やはり現場の第一線で働いておられる方が、いろいろ日々の支援のなかで悩みつつ、自分たちの対応が支援としてそれでいいのか、あるいは、虐待という形になってしまっていないのかというところの苦悩もよく聞きますので、やはりこうした事例検討などを中心とした現場向けの研修というのも、今後の検討課題として何か加えていただければありがたいかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。はい。

　それでは、続きまして、「議題（３）関係機関の取組み状況等について」に移りたいと思います。冒頭でも申しましたように、本部会は、関係機関等との連携の場でございます。各委員の皆さまには、関係機関の代表としてご就任いただいておりますので、それぞれのお立場における障がい者虐待防止の取組み状況等課題について、申し訳ないですが、時間の関係で、お一人３分程度でご報告いただければと思います。

　今日、いろいろご意見をいただいていますので、そうしたことも踏まえつつ、ご報告いただけることがありましたら、よろしくお願いしたいと思います。

○委員　大阪後見支援センターでは、認知症や、知的障がい・精神障がいの方々、判断能力が不十分だということで支援の必要な方々の事業をしています。そのなかの一つに、福祉サービスの利用援助とか、日常的な金銭管理サービスの支援をする「日常生活自立支援事業」というのを行っています。これの現況を少しご紹介したいと思います。

　大阪府が、本当に全国に先駆けて取組みを始めた事業ですが、平成２７年度には、どんどん利用者が伸びまして、２３７２件の利用者が大阪府内（大阪市・堺市は除く）にございます。全国的にも、利用者の割合は非常に高くて、全国で３番目ぐらいの利用の数です。

　現在、これは平成２８年１２月末ぐらいの数字ですが、既に2444件で、今年も去年より上回るような利用の動きがあるということです。

　それで、利用者の区分から申しますと、もともと認知症高齢者の方が多い利用者ということだったのですが、大阪府の場合は、障がい者の方の利用が割と多くて、平成２７年度では、５０％を超える割合で知的障がいの方と精神障がいの方が利用されているということです。

　利用されている方の状況は、お一人暮らしの方が大体６割ぐらいです。ご家族と同居されている方が１７％ぐらいおられます。これは、おそらく知的障がいの方などが多いかと思っています。

　あと、最近増えてきているのが、グループホームを利用されて、就労であったり、作業所へ通われたりする方が、金銭管理のサービスを利用したいという方で増えてきております。お一人暮らし、ご家族と同居、グループホームに入っておられる方が３番目まで占めております。

　あと、経済状況では、年金だけとか、生活保護を受けておられる、年金と生活保護を受けておられる方々を合わせましたら、全体の８割以上がそうした方々で、経済的にも低所得の方々が利用していただいているというような制度です。

　この日常生活自立支援事業は、契約締結の審査会というのを隔月で開催しておりまして、そのなかで、いろいろな事案の報告とか、また、契約の是非の判断をしていただいています。

　この間、報告する事案のなかには、やはり経済的侵害の事案などがどんどん増えてきております。平成２７年度に、新たに契約の協議があがってきた事案が５０２件ございますが、そのうち、経済的侵害などの事案が５７件あって、また、それ以外にも借金の関係とか、悪質商法の被害などを受けられた方とかを全部足しますと６７件で、全体の１３％ぐらいが、そうした何らかの金銭的な被害を受けておられるということが見えてきます。

　特に被害を受けた方の障がい別で見ましたら、一番多いのはやはり認知症の方ですが、知的障がいの方、精神障がいの方、それぞれ１３件ずつございます。いずれの事案に関しましても、それぞれ市町村と社会福祉協議会のほうで支援しながら、地域の関係機関の方々とも協力しながら役割分担をして支援を進めているところです。

　地域によりましては、結構利用者が多くて、待機者が結構増えているところもやはりございます。

　今後、ご本人の意思決定支援をしっかりしながらも、後見制度の需要であったり、大阪府下市町村で展開しております市民後見の活用であるとか、また、市町村社協等でやっております法人後見への移行なども含めながら、今後の支援のあり方というのが期待されているところかと思っています。

　あと一つは専門相談です、委員がおっしゃっていました社会福祉士と弁護士さんとペアで、いろいろな権利擁護関係の相談事業もやっております。その際に、一定虐待事案までいかなくても、「どうなのかな、こうなのかな」と言って、市町村の現場のほうで悩まれるような事案が、あいまいなままで相談にあがってこられたりすることも結構多いです。

　専門職派遣までいくと少しハードルが高いみたいで、「どうなのかな、こうなのかな」というあたりを上手にキャッチしながら、そちらにつなげていくような、何かそういう工夫ができたらいいのかと思っております。以上です。

○部会長　ありがとうございました。では、続けてお願いいたします。

○委員　私どもの団体で、虐待を吸い上げるような組織は持っておりません。いわゆる障害者差別解消法の差別という部分と、虐待と部分的に重なっているようなところもあるのではないかと。

　グループホーム、あるいは、就労継続支援Ｂ型、そのあたりでそういう話も聞いてはおるのですが、具体的には多分大阪府のほうにいっているか、あるいは、別な機関にいっているのか、現状では、相談そのものは私どもは受けておりません。以上です。よろしくお願いします。

○部会長　では、お願いいたします。

○委員　簡単にまず二点ほど。一つ目が、はじめに通報が多いというお話がありましたので、それに関して。あと、二つ目については、大阪府警として、現在どのような取組みをしているのかという二つについて、簡単にお話しさせてもらいたいと思います。

　まず、最初の「８６５件」という数字、この件数が全国１位ということですが、これについては、警察が取り扱った虐待事案については、基本的には全件通報するようにしております。もちろん障がい者虐待以外にも、高齢者虐待であったり、児童虐待も含みます。

　それで、具体的にどのようなケースを通報しているのかということなのですが、まず、被害者が障がい者に該当するかどうかの判断がつかない場合、このような場合でも通報しています。

　全部で五点ありますが、二つ目が、虐待行為があったことの明確な裏付けができない場合でも通報します。

　三つ目が、加害者が養護者等に該当するかどうか判明しない場合。四つ目が、障がいに起因する被害妄想が疑われる場合。最後に、配偶者からの暴力に該当する場合。この五つのケース全てを通報するようにしております。

　といいますのは、現場で扱う警察官が、それぞれの判断に迷ったときに消極的にならないように、このような基準を設けて、「迷った場合でも必ず通報するように」という本部からの指導がありますので、それに沿って通報した結果、件数が上がっているのかもしれません。

　件数につきましては多いということですが、虐待事案が多いという一方で、適切に通報されているという考え方もございますので、数字について多い少ないは、また別問題かと考えています。

　あと、警察本部の取組みなのですが、先ほどもお話にありましたが、対応する所によって扱い方が違うことにならないように、一つの工夫としまして、警察本部から各警察署に出向いて、各署巡回教養という形を取って、各署警察署の現場の警察官に指導・教養を行っているほか、定期的に警察学校に、各警察課の所属から警察官を集めて集合教養というのも年に複数回行って、ばらつきがないように工夫しております。

　あと、一番重要なことなのですが、取組みとしましては、警察が一番できることは、やはり検挙になると思います。その検挙措置を徹底するためには、やはりこれはお話でありましたところを繰り返しますが、連携がどうしても不可欠になります。事案の認知の段階であるとか、被害者を避難させた前後、あと、市区町村への通報はもちろんなのですが、援助があったりして、警察官の調査の立ち入りもございます。その辺の節目節目の連携、これがあれば、さらなる取組みを強化することによって、一層の虐待防止につながると思います。以上です。

○部会長　ありがとうございました。では、お願いいたします。

○委員　私は、今年、大阪府の虐待防止研修のお手伝いをさせていただきました。私のほかに、もう一人民間の施設長さんも参加させていただいて、今年の研修で、全体研修が終わって、次のグループワークの担当を私がさせていただきました。

　今年度は、知的障がいの方のケースを、大阪府の専門職の方がつくっていただいて、ケーススタディでグループワークを行いました。

　そのなかで、虐待の芽はどこにあるのかとか、どの辺で気付いて、どの辺で通報するのかというような確認をグループワークで行いました。

　私のほうは、それを受けて、これからみんな組織的にどのように取り組んでいくのかということと、管理者の責務についてです。リーダーシップがない管理者というか事業所はやはり駄目だと思っているので、その辺の管理者の責務についてということと、人材育成をどのようにしていくかということのお話をさせていただきました。

　来年度も、このような形でやられると思うのですが、私は、もう一つ視点として、「スキルが高い」という言葉がよく出るのですが、では、スキルが高いというのは、経験があって、専門的知識があってというだけでは駄目だと思っています。

　私は、うちの職員には伝えるのですが、スキルが高いということは、生活の場面とか、いろいろ状況の変化が必ずあるのです。その変化に柔軟に的確に対応するというのが「スキルが高い」というように教えています。そのような視点を、次回の虐待防止研修に活かしていければ、もっといい研修になるかという思いがいたします。以上です。

○部会長　ありがとうございました。では、お願いいたします。

○委員　社会福祉協議会とか、民生委員さんとか、そうした関係、ボランティアなどの関係のお仕事をさせていただいています。先ほど委員からもありましたが、地域で家庭とか家族の支援といいますか、私どももそのあたりは大変重要だろうと考えております。

　それで、当事者とか家族の方が、地域のなかでほっとできるような場、安心して相談できる家族同士とか、当事者同士が集えるような場づくりとか、相談会であったり、サロンのような取組みもありますし、そうした場づくりのようなところを地域のなかに広く広めていけるようにということで、今、私どもも市町村の社協であったり、民生委員さんとか広く呼び掛けをし、そのような研修であったり、実際にそのような場づくりをやってらっしゃるところがだんだん増えてきておりますので、そういうものをモデルにしながら広げていければと思っております。

　ぜひそういう、虐待そのものではなくても、その手前というか、何か地域で孤立しているとか、生きがいとか、何かそんなところに焦点を当てながら、少し予防みたいなところでの取組みが充実して広がっていけばいいのかと、このように感じております。

○部会長　ありがとうございました。では、委員お願いいたします。

○委員　障がい者虐待のうち、使用者による障がい者虐待の対応を行っておりますので、そちらの内容につきまして簡単にご説明させていただきます。

　先ほど大阪府からもお話がありましたように、虐待の内容としましては、経済的な虐待が約５割を超える状況でございます。主としましては、賃金が最低賃金を下回っている、定期賃金が払われない、残業代が払われない、有給休暇を請求しても取らせてもらえない、そうした内容が多くございます。

　次いで、心理的虐待、身体的虐待、放置等、性的虐待と続いておるのですが、最近多く見受けられますのが心理的虐待となっております。仕事上のミスや、指導の際に、大声で怒鳴られる、暴言をはかれる、いじめ・嫌がらせを受けるといった相談が多くなっております。

　これにつきましては、障がいの有無に関係なく、労働局に寄せられる職場内のトラブル相談として一番多くなってきておりますので、障がい者に対しても増加しているのではないかと考えております。

　課題としましては、課題といいますか、まず、初期対応をきちんと行えるようにということを心がけております。初期対応の遅れから、障がい者の方が虐待をさらにひどく受ける、あるいは、せっかく就いた仕事を辞めざるを得なくなってしまうと。そうしたことにならないように、相談や情報が寄せられれば、迅速に対応を行って、適切な指導を行えるようにと思っております。

　先ほど委員から指導後の状況というお話をいただきました。ですから、労働基準監督署、職業安定所、ほかにも部署がございますので、それぞれ根拠条法も違いますので、指導状況も異なってくるのですが、基本的に、経済的虐待につきましては労働基準法違反等で行政指導を行います。そのなかで、内容につきましてはほぼ改善に至っておるのですが、社会的に大きな問題になり得る、悪質性が高い、そうしたものにつきましては、行政指導だけでなく、刑事罰を求める検察庁による送検ということも行っております。現に今年度も行っております。

　やはり厳しく指導して、それでも従わない場合につきましては、社会的な制裁としての検察庁に送検も行っているところを紹介させていただきました。

　先ほど大阪府からも紹介がありましたように、迅速な対応を行ううえでは、やはり情報共有が一番重要だと思っておりますので、毎月実務者会議を行って、情報の共有を図っておるところです。

　一つ懸念しているところが、大阪府とは非常に連携が取れていると理解はしておるのですが、最近、市町村からなかなか情報があがってきていないのではないかと。相談票の日付を見ると、やはり３カ月前に相談を受けているとか、最近はそうした事案が散見されているのではないかと。

　大阪府にもあがってくるのが遅いので、やはり認識されていないのではないかとは思うのですが、私どもとしては、先ほど申しましたように、迅速対応という点からいきますと問題だと受け取っておりますので、研修等で指導されているとは思うのですが、そこのところを少し見直していただければと思っております。以上でございます。

○部会長　ありがとうございました。ではお願いいたします。

○委員　先ほどお話をしてしまいましたが、「虐待対応専門職チーム」を立ち上げていまして、社会福祉士会と一緒に協働して助言をさせていただいております。先ほど申し上げたような件数で、年間２０件ぐらいの助言をしてきています。

　今後も継続して、それは、契約をしている自治体に派遣をするという形になっていますが、大阪府とも契約をしておりますので、契約を個別にしておられない市町村に関しては、大阪府からのご依頼で派遣をするという形が整っていますので、大阪府内全域に派遣をすることができるという状況になっております。

　今後ともそれは継続して、両会とも取り組んでいきますし、それの目的は、結局、市町村とか都道府県が、虐待対応を適切に行うのを助けていくということを目標にしておりますので、この活動については意義があると感じています。

　それ以外に、個別には虐待防止法に関する研修であるとか、虐待防止についての啓発を行うために、市町村が行われる住民の方に対する研修に講師を派遣したりしておりますので、そのような活動もあわせて行っています。以上です。

○部会長　ありがとうございました。では、委員お願いいたします。

○委員　よろしくお願いします。私は、事業主ということで、中小企業家同友会の障がい者部会に所属して、障がい者の方の虐待防止というよりも、就労支援、「共に生きよう」ということで、就労の体験をさせてくれる企業を探している、そのような段階でございます。

　それと、もう一つは、虐待防止ではなく、権利擁護でわれわれが取り組ませていただいているのは、知的障がいの方、もしくは、ダウン症の方の専門の保険会社の代理店でございます。そちらのほうで「権利擁護費用保険金」というのが発売されて、障がい者の方、知的障がい者の方を中心に、例えば、刑事・民事で被害を被られたとか、詐欺にあわれたとか、経済的な損失までは保険でもてないのですが、そのときの弁護士さんに委任する費用をお支払いさせてもらったりということをさせていただいています。

　そのなかで、よくお聞きするのは、虐待防止という意味におきましては、さきほど委員もおっしゃっていたように、外部からの詐欺とか、デート商法であったりとか、そういうことも障がい者の方、知的障がい者の方を中心に増えているのではないかという気はしております。

　だから、施設のなか、ご家庭のなかというよりも、外部からの敵というか、そのようなことも多いかと思います。

　高齢者の詐欺というのは、たくさんニュースで、報道で啓蒙していただいたら、皆さんも気付かれるとは思うのですが、逆に、これをあまり啓蒙しすぎると、犯罪の種をまくことにもなるのかという気もしていますが、いろいろな意味で、保護者の方には啓発していく必要があるのではないかと感じております。以上です。

○部会長　ありがとうございました。では、お願いいたします。

○委員　われわれの組織では、毎月、「権利擁護部会」という会を開催しておりまして、今日はお配りさせていただきましたが、障害者虐待防止法ができたときに、私たちは、どのようなことが虐待になるのかということをまず知ろうということで、いろいろなところでワークショップなどを開催して、「子どもにご飯を食べさせてあげへんよ」とか、子どもの貯金を、親は子どもの代わりにという気持ちで自由に出し入れしてしまっていたりということも、実はしてはいけないことで、成年後見制度という制度を使って、しっかり障がいのある人の権利を守って暮らせるようにという勉強会をたくさんしています。

　そのなかで、成年後見制度がなかなか進んでいかないところも非常に不安なところではあるのですが、障がいのある人というのは、高齢の方と違いまして、成年後見制度も金銭管理だけではなくて、福祉サービスを使っていくうえで「身上監護」という部分が大きく人生に左右するので、そこの部分の成年後見制度の充実というところを望んでいるところと、少額の年金で暮らす人が多いので、成年後見制度に費用が掛かるというところなど、進まないところがいろいろあるのかと思っています。

　今年度も、権利を守るという活動は続けておりまして、今、「合理的配慮ひろめ隊」という活動に取り組んでおります。障がいのある人の意思決定支援、コミュニケーションなど、いろいろな取組みがまだまだ、障がいのある分野のなかでは、啓発であったりとか勉強会が開かれているのですが、地域社会のほうになりますと、警察とかある分野ではしてくださってはいますが、コンビニでありますとか、病院であるとか、いろいろなところで障がい特性の理解が進まないということで、とてもしんどい思いをすることがあるというあたりが、もう少し進んでいくと虐待も少なくなるのではないかと思っています。

　それと、先ほども言いましたように、虐待の芽を摘んでいくという防止というところを、なかなか市町村でも啓発活動が少なくて、周知がされなくて、結局、虐待になってからの通報、虐待をどうするのか。

　それから、保護のところも本当に非常に不安なところで、その保護のところで守り切れなくて、虐待される「家のほうが暮らしやすいんだ」と言って、また悪い環境のところに戻ってしまうというようなところも見受けられることがあるので、もう少し地域、社会が整っていくことも重要ではないかと思っています。私たちも、まだまだ権利擁護の勉強を進めていきたいと思っています。以上です。

○部会長　ありがとうございました。では、お願いいたします。

○委員　先ほどほとんど言っていただいているのですが、「障がい者虐待防止に係る専門相談事業」ということで、契約した府及び市町村にアドバイザーを派遣して、一緒に考えていくということをやっております。

　それで、障害者虐待防止法ができたのが、平成２４年１０月に施行したということで、この事業自体は、高齢者の虐待が先行して法が施行されておりましたので、平成２２年度から実施されております。

　高齢者のほうは、先ほど弁護士会からもありましたように、１９～２０の自治体が契約していただいているのですが、障がいのほうは、まだ９自治体ということで、大阪府と契約があるので、派遣の要請があれば行くという形は取れるのですが、もう少しそこら辺は、各自治体のほうで大いに活用をしていただくようにと。

　虐待については、やはり非常に予防も難しいのですが、判断とか、予防策、対応策というのは非常に困難なことも多いので、障がいの理解も含めていろいろわかっていないと、福祉サービスも割とわかりにくい部分もありますので、対応が難しいかと思いますので、大いに活用していただきたいと思っております。

　そのほかは、大阪府やいろいろなところが実施される研修に講師派遣をさせていただいております。

　それ以外では、以前、大阪府が「サービス改善支援事業」ということで、寄り添い型の、福祉サービス事業所に数回行って、そこで改善するべき点とか、よく頑張ってうまくやっておられるところをお互いに広めていくというようなことで、自分でチェックをしていくのを支援するような事業をやっておられまして、その事業が３年間やられたのですが、それにも協力させていただきました。

　その後、昨年度ですが、２箇所ほどは継続で、その事業を社会福祉士会と契約してやっておられて、今年度は、契約自体はないのですが、年度途中で、「改善しなければいけないけれども、どうしていいかわからない」ということで、会のほうにアドバイスを求めてきておられるところがあります。そのようなところには、可能な範囲で対応していくということも考えております。

　それ以外には、専門職能集団としまして、家裁から依頼のあった場合に、後見人の活動をしております。後見人は、かなりの数を受けているのですが、ご存じのように、財産管理がその事業の目的ではなくて、今の後見人制度というのは、やはり財産を活用して、その人の生活人生をいかに豊かにしていくかというような視点で、身上監護を中心とした貢献活動という、そこをきちんとやっていくのだということで、われわれとしても頑張って取り組んでいるところです。

　市町村のほうも、いろいろ頑張ってはいただいているのですが、ばらつきがあるというようなところもありますし、障がいの方の権利擁護という視点からは、いろいろな点で、いろいろな職能集団を使っていただいてもいいのではないかと思っております。それを大阪府から言っていただくと一番効果がありますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○部会長　ありがとうございました。では、お願いいたします。

○委員　障がい者虐待防止ということは、非常に難しいというのが、まず私の印象でございます。また、障がい施策に携わって２年目ということで、わからないところもたくさんあるのですが、できることから順番にやらないといけないということで、まず、先ほど委員がおっしゃっていました警察との連携という部分については、当市は非常にできているのかと考えております。

　警察の生活安全課の方が、通報票を持ってきていただいたときに、どのような状況かというものを個別に教えていただきます。緊急性のある場合には、事前にお電話をいただいて、対応をしていただいて、後ほど連絡がくるという形で非常にありがたいと。そのようなものも含めながら、われわれのケースの中身も含めながら、検証しながら、必要に応じてご自宅に本人さんに会いにいったり、わかるようにさせるべき内容を確認して対応をさせていただいておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと考えております。

　あわせまして、「３機関連絡会」ということで、今、消防署との連携も一緒に図る形をさせていただいております。まだ始めたばかりなので、このあたりがどのような形で進んでいくのかというのは非常にあれかなと。緊急で通報が救急にある場合もありますし、いろいろなケースが考えられますので、そのような場を設けていただいているのは非常にありがたいと考えております。

　あと、ケースワークについては、やはり経験豊富なケースワーカーを育てていかなければならないというのは、われわれ市町村としてはもちろんのことなのですが、なかなか障がい施策は非常に難しい部分もあって、幅広い分野もあり、まだまだ未熟なところがあるのですが、このあたりはできる範囲で研修等々に参加させていただくなりして、力をつけていかないといけない部分もあるかと考えております。

　あと、使用者虐待につきましては、私は２年の間で一度だけありまして、昨年に対応をさせていただきました。そこで感じましたところは、なかなか件数的に少ないので、市町村でどのような動きをしていいのかというのがなかなかわかりにくい。相談票を書くのはわかっていますが、どのようなタイミングでどうなのかというものも、やりながら勉強したかというのが実態でございます。

　そこのなかで、一つだけお願いしたいのは、やはり福祉と労働との市域での連携というのが少しまだないのかと。そのあたりは、やはり充実した形で、今後、どのような形でできるかわからないですが、やっていかなければ、「早く、早く」と言われても、早くやってもできないこともあるかもわからないので、その辺は、何かいい策があれば非常に嬉しいと思いますので、またいろいろとご協力のほどお願いして、前向きにやっていけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○部会長　ありがとうございました。では、委員お願いいたします。

○委員　今日は、町村長会からということで来ています。特段町村長会からの報告ということはできませんので、町の取組みを報告させていただきます。

　ケーススタディの研修ということで、今日はお話があったと思うのですが、人口が少ない町なので、ケースといっても年に数件、そのときに、やはり的確に動けるように専門性が求められるのですが、われわれの場合は、他の市と一緒に自立支援協議会というのをさせていただいております。そのなかに、「虐待防止センター」を設けておりまして、そこで一定のスキルを持った相談員さんと一緒に福祉課のほうでケースに当たっております。

　そのようなところで、最近、やっとどれぐらいの緊急性があるのかとか、そういう体制で対応できるようにはなってきてはおります。

　今後、やはり大阪府の研修にはしっかりと参加していって、一つ一つのケースの対応の方針、方法であるとか、そのようなものを、今日もしっかりと勉強していかなければならないと思いました。

　常に大阪府に電話したら丁寧に教えていただけるので、そういう常に支援いただいているところをバックにつけながら、警察や消防とともに、一緒にケースに当たっていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○部会長　ありがとうございました。委員の皆さまのご協力のもと、スムーズにご報告いただきまして、ちょっと３分ということで、かなり時間を気にしていただいたのではないかと思います、もし、何か言いそびれて、ぜひこれだけは言っておきたいとか、あるいは、今の報告のなかで、何かご質問があれば、もう少し時間がとれるようですので、せっかくですので、この時間を有効に活用したいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。何か言いそびれた、先ほどはかなり時間を気にされていて、もし、何かどうしてもというのは、多分あったのを割愛していただいたのではないかと思うので、もしあれば。

○委員　いいですか。

○部会長　はい。お願いします。

○委員　すみません。あえてというほどのことではないのですが、社会福祉士会さんも弁護士会さんも、専門職派遣のことを、本当にもっと積極的にと、私たちも思っています。それで、うちの専門相談というのが受ける範囲と、その専門職派遣で受けていただく範囲と、一定の何か調整みたいなのはきっとあるのだろうと思うのです。

　多分相談に来られる市町村さんの立場からすれば、まだ専門職を呼ぶまで詰め切れていないですが、でも、どうしたらいいのかみたいなのが、非常に悶々とされる時期が結構おありなのではないかというようなことがあって、そのときに、ふとうちに電話をくださったり、一度少し話し、相談に乗ってもらえないかみたいなこともあるのです。

　ただ、それをうちでお受けするのが良いのか、社会福祉士会さん・弁護士会などが、「それは専門職派遣のほうだ」みたいな形でおっしゃったりすることもあるので、そこら辺を上手に、まだはっきりもしないけれど、とりあえず受けられる場所があったら、それを整理しながら次につなぐみたいな、そこがうまく連携できたらいいなと思ったりするのです。

　「それはこっち」と言われて、うちで受けてはだめみたいなこともあったりもするので、窓口的なのは、またこれからいろいろとご相談させてもらったらいいかなと思っています。もし、市町村さんのほうで、その辺の使い勝手のことで何かご意見とか、ご要望とかあればお聞かせいただけたらいいのかと思ったりはしているのです。以上です。

○部会長　ありがとうございました。今のはいかがですか。何かもし。何かございますか。では、委員、何かお願いします。

○委員　今、委員から非常に力強いお言葉をいただきましたので、これからも利用をさせていただきます。そのときはぜひよろしくお願いいたします。

○部会長　はい。

○委員　ちょっといいですか。

○部会長　では、お願いします。

○委員　専門相談のほうにも、弁護士会からと社会福祉士会からと行っているのですが、ここの使い勝手の良さというのは、１時間余りの時間を、ゆっくりと両専門職からアドバイスがもらえるということで、なかなか中身の濃い時間をつくっていただける。

　それから、われわれのほうで専門職派遣をさせていただいているのは、その現地のほうに行くので、現地の関係者が寄れるという良さがあると思うので、そこは使い勝手のいいようにしたらいいのではないかと思っています。

○部会長　ありがとうございました。今の件で何かございますか。

○委員　今、お話があったように、本当に何のための制度かというと、結局は、市町村の担当の方とか、大阪府の担当の方の後押しをするというのが虐待対応専門職チームの役割でもありますし、結局は、使うほうから使い勝手のいいように使っていただいたらいいというのが、これは私の個人の意見なのかもしれませんが、そのように思っています。

　ただ、どうしても会議を開いて、組織的に判断をしていただかないといけないという虐待の判断であるとか、緊急性に基づいて分離保護をするという場面においては、必ず会議を開いていただく必要があるとは思っております。

　仮に、専門職チームを呼ばずに、まずはセンターなどへのご相談をされたときでも、その後会議を開いていただくという形で、柔軟に対応していただいたらいいと思っておりますので、場面を切り分けるとしたら、必ず会議を開いていただかないといけないときには、専門職チームを呼んでいただくみたいな形のほうが、という理解をしておいていただいたほうがいいかとは思っているところです。

○部会長　ありがとうございました。何か事務局でございますか。

○事務局　専門職派遣事業については、今年度は市町村ワーキングで少し終結事例の検証をさせていただいたり、今回、１月２５日に市町村の現任者向け研修をした際も、~~大阪市が~~専門職派遣をよく使っていらっしゃる市さんからお話いただきました。市町村もこの事業を使ったときに、一体どのようなことを聞けるのかとか、そもそも何について聞いたらいいのかがわからない。虐待のケースを受けたときに、自分たちの考え方も整理しなければいけないのですが、何で迷っていて動きづらいのかということがまずわからなかったり、そこが問題だというところの認識が、市町村によっては、やはり自分たちで何とか考えなければならないと思っていらっしゃるところも何かあるのかというところもありまして、大阪府のほうも、宣伝をもう少ししっかりしていかなければならなかったと思います。

　この専門職派遣事業を活かすことにより、どのようなメリットを得られて、やはり弁護士会と社会福祉士会からお越しになられているところで、もしかしたら、何かハードルが高く感じていらっしゃるかもしれないのですが、この事業を使うことによっての見通しというのを、きちんとお伝えすることにより、もう少し広がりが出てくるのではないかと考えております。来年度から、もう少しいろいろな各市町村に使っていただけるように働きかけていきたいと考えております。以上です。

○部会長　ありがとうございました。それでは、よろしいでしょうか。

　本日、委員の皆さんから、障がい者虐待防止について、いろいろな取組みのご報告をいただいたり、貴重なご意見やご助言等をいただきました。本日の部会でいただいた意見等につきましては、また各関係機関における事業推進の検討にご活用いただければと思っております。

　それでは、以上で本日の議題については全て終了いたしました。議事を事務局にお返しいたします。

○事務局　委員の皆さまには、熱心なご議論と、貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

　これをもちまして、「平成２８年度大阪府障がい者自立支援協議会　障がい者虐待防止推進部会」を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

（終了）